



【南九州市子育て転入世帯家賃応援補助金】 市外から転入する子育て世帯を応援します



南九州市では、市外から転入する子育て世帯が、民間の賃貸住宅に入居し、常用の雇用者として勤務する場合に、家賃の半額を補助します。

【制度変更のお知らせ】

・令和8年度から、最長12カ月に変更となりました。

補助金額

家賃^(※1)月額 $\frac{1}{2}$
(上限月額2万円) × 最長12か月

※1 家賃： 家賃（共益費、駐車場代等を除く）から住宅手当を控除した額

補助対象者

以下の全ての要件を満たす方が対象となります。

- 新たに民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結し、本市に転入し居住を開始している子育て世帯（※2）
- 新たに民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結し、本市に転入し居住を開始している子育て世帯
- 南九州市内外の事業所に、常用の雇用者として勤務する方
- 市税等の滞納がない者
- 生活保護等の公的制度による家賃補助等を受けていない者
- 暴力団員でない者
- 外国人の場合は、永住許可を受け、本市の住民基本台帳に登録されている者
- 南九州市役所の職員でない者

※2 子育て世帯： 転入日において高校生までの子どもと生計を一にする世帯 または 転入日以後に新たに子が生まれた世帯

申請受付期間は、転入日（または、転入日以後に新たに子が生まれた日）から **6ヶ月以内** です。

■ 注意事項（補助金の交付に際して）

- ・ 民間の賃貸住宅が対象となります。ただし、次の住宅等は除きます。（官舎や公営住宅、社宅や寮、2親等以内の親族が所有する住宅）
- ・ 転居された場合：転居月の前月までとなります。ただし、他の民間賃貸住宅へ転居した場合は、36月以内の範囲内で再申請が可能です。
- ・ 離職された場合：離職した日の属する月の前月までとなります。ただし、再就職した場合は、36月以内の範囲内で再申請が可能です。

■ 提出書類

- ・ 以下の必要な書類をページ下位の担当窓口まで提出します。
- ・ 前期分（4月から9月）・後期分（10月から翌年3月）の年2回の提出が必要です。



詳細はこちら

